

地域全体で営巣
させない取組を



墨田区環境保全課(ご相談・お問い合わせ)

TEL 03-5608-6208

東京都自然環境部計画課(鳥獣保護管理法に関するお問い合わせ)TEL 03-5388-3505

ウミネコの巣づくりにご注意ください！！

ビルの屋上でウミネコが営巣、繁殖すると、鳴き声による騒音やフンによる汚損などの被害が想定されます。

● ウミネコの飛来に気付かれた方へのお願いです。

ウミネコが頻繁に周辺の建物(マンションや事業所ビル)に飛来している場合は、建物の所有者や管理者に伝え、対応を依頼してください。

● 建物の所有者・管理者の方へのお願いです。

マンションや事業所ビルにウミネコが頻繁に飛来しているときは、至急屋上を点検し、営巣が予想されるときは、営巣防止対策をお願いします。営巣されてしまうと、所有・管理建物はもとより、周辺の建物や住民の方にも被害が及んでしまいます。

点検箇所 ●屋上全面（貯水タンクの上部や雨水の排水口(ドレン)の窪みなどにも営巣されることがあります。）

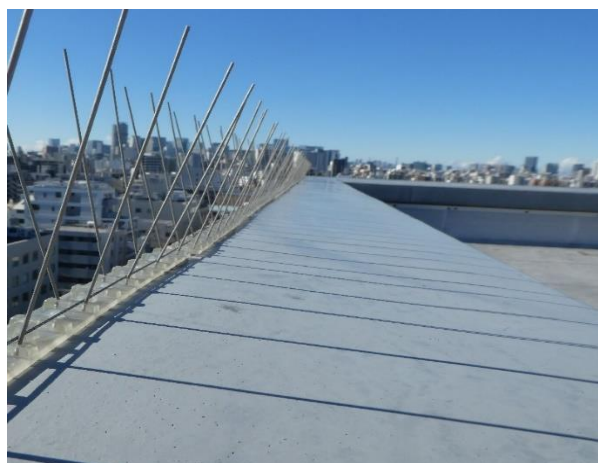
点検頻度 ●週1回以上。3月初旬から8月下旬までの繁殖活動期間

営巣防止 ●屋上の点検を頻繁に行い、人が来る場所であることを認識させると効果が認められます。

●緑地への営巣防止対策例（防鳥網）



●パラペット部分の汚損被害防止対策例



● ウミネコの捕獲には許可が必要です。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」で、原則、捕獲や卵の採取が禁止されています。例外として、著しく生活環境に害を及ぼしている場合、必要最小限の捕獲に限って東京都の許可を受けた業者による卵・ヒナの捕獲（3月～8月に限る）が可能となりました。

【ウミネコ対策事業】

ウミネコについては、ご注意くださいというところだと思います。しかし、営巣されてしまい今後、営巣防止対策を実施する場合、原則1回に限り東京都の許可を受けた業者による『巣の撤去・卵・ヒナの捕獲』を予算の範囲内で（区負担）行います。

詳細については、墨田区役所環境保全課緑化推進担当

電話03-5608-6208 までお問い合わせください。